



調 達 公 告

下記業務を公募型プロポーザル方式（制限付き）により実施します。

については、下記の入札参加資格条件を満たし、入札参加を希望する者は必要応募書類を提出してください。

次に定める事項のほか、地方自治法施行令、琴浦町建設工事執行規則及び財務規則、その他入札規則で規定する事項を承知の上、応募してください。

令和2年8月4日

琴浦町長 小松 弘明



調 達 内 容	業務名	生涯学習センター改修工事基本設計業務委託
	業務場所	琴浦町大字徳万266-5（琴浦町生涯学習センター）
	業務の内容	生涯学習センター改修工事にかかる基本設計（建築及び設備）延べ床面積：6,511.0㎡ S5F 仕様等は別紙のとおり
	業務期限	令和3年3月31日 まで
	提案上限額（基本設計料上限額）	上限額：¥13,000,000円（消費税含む）
	発注担当課	琴浦町 総務課 施設管理室
提案書提出者の条件	参加資格	<ol style="list-style-type: none"> 平成22年度から31年度において、国、地方公共団体の図書館単独または、文化ホールあるいは研修室等との複合施設の改修工事、増築工事及び新築工事において基本設計または、実施設計の延べ床面積で500㎡以上の業務完了実績を有する者。（体育施設は除く。）あるいは、延べ床面積1,000㎡以上の図書室を含む教育施設、または公共施設。共同企業体で、受託した業務は実績として含むものとする。 琴浦町の平成31年度・32年度琴浦町競争入札参加資格申請において、希望業務で「建築一般」を希望し、申請を行い受理された者であること。ただし、当該資格の受理をされていない者であっても「参加申込書」の提出時までに受理されていればよい。（「建築一般」以外の業務も同時に希望していることは、差し支えない。） 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を、行っていること。建設業登録を行っている者で、一級建築士事務所としても登録している者の参加は、認めないものとする。 担当を予定している管理技術者は、1の受託業務を経験し、一級建築士であること。また、応募した法人と直接的かつ恒常的な雇用契約があること。（担当した業務が、外構または造成の設計業務である場合は経験として認めない。）建築（構造、意匠）の主任担当技術者は、建築士であること。（木造建築士は、除く。） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 会社更生法（昭和22年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し出がなされていないこと。 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し出がなされていないこと 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。 この公告からヒアリングの日までの間のいずれの日においても、琴浦町及び他の公共機関（国、県、市町村等）から指名停止措置を受けていない者であること。 鳥取県内に事業所等を有していること。共同企業体の場合は、構成員各々が、鳥取県内に事業所を有していること。（鳥取県内の自治体に、納税の実態があること。） 単独での応募以外に、共同企業体として2者以上3者以内の法人での応募も認める。その場合、共同企業体を構成する各々が琴浦町へ「競争入札資格申請」を行い受理されていること。（<u>競争入札資格申請の提出先は、総務課 施設管理室</u>）協力業者は、県内に事業所を有することを求めないが、速やかに連絡がとれること。 共同企業体の構成員、協力会社は、当該業務に応募した他の企業体の構成員または、協力会社となることは認めない。また、共同企業体の構成員または、協力会社である者の単独応募も認めない。なお、単独応募している者が、共同企業体の構成員または協力会社になることについても、認めないものとする。（協力会社：構成員ではないが、設計業務を支援する会社）

		<p>1 3 配置予定技術者の業務途中での変更は、認めない。(ただし、病気、死亡、退職等の場合は除くものとする。)</p> <p>1 4 担当主任技術者間、管理技術者と担当主任技術者の兼務は、できないこととする。</p> <p>1 5 共同企業体の場合、1 者以上が「建築一般」での業務希望を受理されていれば、他の者は「設備設計」の業務希望であってもよい。(例えば、代表が「建築一般」で業務希望を受理され、構成員の他社は「設備設計」で業務希望し受理されているような場合。) 共同企業体の場合、代表者となるのは、「建築一般」を希望している者であること。</p> <p>1 6 参加希望者が多数の場合、参加申込時に提出された書類により、提案書提出の可否を判断する場合がある。</p>		
応募方法	提出先及び連絡先	琴浦町 総務課 施設管理室 (土・日・祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分まで)	住所	東伯郡琴浦町大字徳万 5 9 1 番地 2
	参加申込期間	公告の日 から 令和 2 年 8 月 2 5 日 (火) 1 7 時まで (必着のこと)		
	参加申込書類	参加申込書 (様式第 1 号及び 1-2、-3 号)、及び業務実績 (業務委託契約書等) を証明できるものの写し、共同企業体にあつては、各者の業務実績と業務共同企業体の協定書 (様式第 2-3 号) の写しも提出のこと。なお、受賞実績を有している者は、そのことが証明できる書類の写しを添付のこと。		
	応募後の対応	応募資格を確認後、提案書の提出が可能か否かを文書で通知する。		
	提出部数	代表者の押印をしている正本 1 部、副本 1 部 (提案書の場合は、副本を 6 部とする。)		
審査方法等	提案書の提出	提案書の提出が可能となった場合、テーマ①から③の提案書と基本的考え、実施方針をそれぞれ様式 3～5 (A4 サイズの用紙)、技術者経歴書 (様式第 2-1 号、-2 号)、基本設計料見積書及び内訳書を任意の様式で提出すること。部数は、「提出部数」で示したとおり。 設計チームの体制、業務実施工程については、様式 3～5 とは別に A4 又は A3 の別紙 (様式は自由) で提出すること。(別紙で、提出する業務実施工程表は、契約時に提出する契約工程表を拘束するものではない。)		
	提出方法	郵送のみ (発送の記録が残る方法で送付のこと。)		
	発注方式	公募型プロポーザル方式 (制限付き)		
	提案書の提出期限	令和 2 年 9 月 3 0 日 (水) 1 7 時まで (必着)		
	郵送等の可否	郵送のみ (発送の記録が残る方法で送付のこと。)		
審査方法等	ヒアリング日時	令和 2 年 1 0 月上旬を考えているが、日時は後日連絡。		
	ヒアリング場所	琴浦町生涯学習センター 3 階		
	審査方法	プロポーザル評価基準に基づき提案書及びヒアリングの回答を審査し、第 1 位優先交渉権者及び次点優先交渉権者を決定する。		
	契約方法	第 1 位優先交渉権者と仕様、価格等協議を行い合意した場合、契約を行う。		
	現地確認	図書館、他団体に貸し出ししている部屋もあるため要事前連絡。		
	特記事項	-		
	支払条件	業務完了後に一括支払い		
	備考	使用言語は、日本語とする。通貨は、日本国通貨とする。		